

軍人の幼児救護

軍人遺族救護義會にては應召軍人の幼児救護方を各地孤兒院へ依頼せんと企畫し夫々照會したるに孰も快諾せるを以て愈左記の各項に據り救護する

としたれば出征者家族より速に申出でるやう示達方を各府縣知事及市長へ依頼せりと云ふ

軍人幼児救護内規

- 第一 本會に於て軍人の幼児を救護するには左の諸項に該當するものなるを要す
 - 一、孤兒院に於て身體其他の關係に就き拒絕せざるものに限る
 - 一、養育者召集を受け其家赤貧にして教養の資力及養育すべき家族なく若くは之れに代りて教養をなすべき尊族親なきもの
 - 二、前項尊族親あるも赤貧教養の資力なきもの
 - 三、年齢満十三才以下なるもの
 - 第二 本會に於て救護する軍人の幼児は其教養を孤兒院に委託するものとす
 - 第三 應召軍人歸宅若くは他の親族より代りて養育をなすを申出たるときは本會は同時に救護の任務を解くものとす
- 但應召軍人歸宅すと雖傷痕を受け若くは疾病に罹り子女の養育を爲すと能はざるものは此限りにあらず

第四 本會負擔の養育費は幼兒滿十三年に至りたるときは之れを停止し爾後の養育は一切孤兒院に委託するものとす

第五 此内規に於て救護する幼兒は市町村費に於て救助を受けるものに非るを要す

第六 幼兒、後、孤兒となり國庫及町村の救助を受けるに至りたるときは本會は同時に其救護を解くものとす

紫色鉛筆使用禁止の訓令

有色鉛筆の毒分含有に就ては未だ學說一致せざるも、事實上、人体に危害を及ぼすは何人も異論なきより、文部大臣は先般學校生徒の紫色鉛筆使用禁止に關し左の訓令を發したり。

學生々徒等の使用する「コピールピオレット」リ
 ラピオレット」「ヨハンコピール」「ハツエ、クルツ
 コピール」等の記號ある紫色鉛筆は其製造の原料
 に有害の色素を包含するが故に、其の破片又は溶
 液の眼中に入るときは激烈なる毒作用を呈し、遂